令和5年度 西唐津中学校 生活のきまり



「みんなのルール」(安心と信頼を築くための学校生活のルール)

1. みんなの「ルール」を守ろう。

学校は、誰もが安心して生活することができ、勉強に一生懸命取り組むことができる場所であるはずです。そのような学校を築き上げることで、皆さん一人ひとりの力を伸ばしていくことができます。そのためには、皆さんが守らなくてはならない大事な約束があります。これが「学校生活のルール」です。この「ルール」は、君たち一人ひとりが守る大事な約束であり、また、このルールによって君たちの権利、そして「一人の生徒」として守られています。

この「ルール」をみんなで大切に考えて、楽しい学校生活をつくりあげましょう。

(1) 人に対して暴力はしません。(人から暴力を受けることはありません。) どんな理由があっても他人への暴力は許されません。暴力では何も解決できません。どんな小さな暴力でも見過ごしてしまえば必ず繰り返され、なくなることはありません。

<例>

- 暴力をふるい、相手を傷つける。怪我をさせたり、危険な行為をさせたりする。
- ・脅かす。・嫌がることを無理にさせる。
- (2) いじめや人の心を傷つける「言葉の暴力」はしません。(いじめられることはありません。) 身体的なことについて「からかう・いじめる・言葉で脅かす」ことは、孤立感・恐怖感を与えたり、人の心を傷つけたりすることで、暴力と同じように許されません。どんな小さなことでも、相手が傷つく言動はいじめです。

<例>

- ・ひどい言葉を使ってののしる。・ひどい嘘をつく。・人を傷つけるような落書きをしない。
- 人種差別的、性差別的な言葉を使ったりそのような行動をとったりする。
- 洋服や下着を脱がせたり、恥ずかしいことを言わせたりする。
- ・壁や手紙、SNS に悪口を書いて回覧する。・個人を侵害する動画や写真を他人に流す。
- ・仲間はずれやいじめ行為をする。・身体的特徴についてしつこくからかう。
- (3) お金や物を取ったり、自分の健康を損なったりすることはしません。

(安心した学校生活を送ることができます)

社会生活で通用するような「ルールを尊ぶ精神」を身に付け、みんなが信頼しあって、安心して 生活できるような学校を築いていくためのものです。

<例>

- 催促されたのに、貸したものやお金を返さない(お金の貸し借りはしない)。盗む
- ・恐喝・お酒を飲む・タバコを吸う。・薬物を使用する。
- (4) 学習の邪魔になることはしません。(誰にも邪魔されずに学習ができます。) 落ち着いて学習することは、一人ひとりの大切な権利です。授業中、他人の学習の邪魔になる行 為は認められません。

<例>

- ・服装、身なりが乱れている。・私語や立ち歩きで授業を妨害し、注意に従わない。
- ・教室を占領する。
- 授業を抜け出して校内をウロウロする。 ・許可なく入ってはいけないところに入る。
- ・携帯電話を使用する。 ・授業に遅刻する。
- (5) 学校の施設や用具を壊しません。(よい環境で学習ができます。) 学校の施設や道具は、みんなが大切に使わなくてはなりません。いつまでもみんなが使うものだからです。

<例>

- ドアや壁、スイッチを壊す。
- 道具を勝手に持ち出す。
- 故意にひどく汚す。
- ドアや壁を蹴る、叩く。

2. もし「ルール」を守れない人がいたら。

(1) 約束を守ることができなかったら

(繰り返される場合は「厳重注意」から「措置」、最後は「重大措置」の段階までレベルが上がっていきます) <厳重注意>

レベル1:担任の先生や関係の先生から指導、注意を受けます。

レベル2:保護者に電話、手紙などで事実を連絡し、先生や親から注意を受けます。下校する場合もあ

る。保護者に来校してもらい三者面談か家庭訪問をする場合もあります。

く措置>

レベル3:学級から離れて、給食まで別室で学習します。

レベル4:その日は帰宅します。(保護者協力のもとに行う)(三者面談)

レベル5:学校長より保護者、本人が直接指導、注意を受けます。

(この措置は懲戒処分に当たる正式なものなので行政機関に通知されます)

レベル6:別室に登校し、学習・指導を受けます。

<重大措置>

レベル7:専門機関により必要な指導・対応などを受けます。

レベル8:出席停止の勧告を受けます。(法的に自宅学習を余儀なくされます)

※

- ① 上記の行為に対しては通常、本人への注意と保護者への連絡、三者面談から始まりますが、同じような行為が繰り返される場合、処分は重くなります。また、問題事案の状況や程度によっては対応レベルが進んだ段階から解決に向けて取り組みます。
- ② 上記の項目のうち、<u>薬物の使用、放火及び極めて危険な問題だと判断される事案については直ちに警察に</u> 連絡します。
- ③ 学校内での処置が適当でないと思われたときは、警察、児童相談所などの専門諸機関と連携をとります。その場合は、専門諸機関等の指導を考慮して、指導措置を決めます。
- ④ 校外でなされた行為であっても、あなたたちに重大な影響があると判断される場合には、指導措置の対象となります。
 - (2) 携帯電話の取り扱いについては以下の通りとします。
 - ①携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みは原則禁止とします。
 - ②保護者から届け出があり、学校への持ち込みが必要と判断された場合は、登校後、自分で職員室に必ず 預けて、下校時に返してもらいます。
 - ③もし約束を守れなかったり違反した行為を行ったりした場合は、学校の方で預かり家庭に連絡をします。その後保護者に学校まで来てもらい直接返します。
 - ④ SNS上のトラブルには学校は原則として関与できません。家の人と取り扱いのルールをしっかり話しあってください。

学校生活について

登校 ~ 8:10

- ◇服装違反の生徒は、玄関や教室で指導される。素直に正すこと。違反が続く場合は、保護者へ連絡し改善を 求める。
- ◇登校後はまず各教室に入り、学用品は机の中に入れ、カバン類はすべて自分のロッカーなど決められた場所に入れる。

(机の横には飛沫防止ガードのみをかける。ロッカーの上は原則、使用しない。)

遅刻 … 8:10に椅子に着席していない場合につける。遅刻の数については、通知表にも記載される。 遅刻した生徒は、先生から登校確認書を受け取り、担任や授業担当の先生に提出する。

【授業が始まった後の遅刻について】

遅刻者は、まず、職員室に行き、遅刻して登校したことを報告する。

職員室の先生に、登校時刻と氏名、日付を書いてもらい、登校確認書を授業担当の先生に渡す。

朝の学習 8:10 ~ 8:25

◇朝の学習の際は、無言で取り組む。※テスト当日のみ、テスト勉強を許可。

朝の会 8:25 ~ 8:30

- ◇朝の学習、朝の会が終わるまでは教室の外には出ない。係活動も同様。
- ◇貴重品・携帯は持ち込まない<u>(特別な理由で持ち込んだ場合は、朝必ず職員室に預ける)。</u> 特別な理由があり、継続して持ちこむ場合は学校長の許可をもらう。(許可書が必要)
- ※<u>学校生活に不要な物</u>(お菓子・おもちゃ・ゲーム等)は見つけ次第預かる。時と場合によって保護者に連絡して保護者に取りに来てもらう。

授業の準備・係活動 8:30 ~

◇健康調査の係は、1時間目が始まる前に、健康調査票を職員室前廊下の所定の位置に持っていき、向かい側の黒板に、遅刻や欠席者等を記入する。

授業開始 8:40 ~

- ◇チャイム席の徹底(チャイムと同時に授業開始の挨拶ができるように3分前には席につく)
- ◇授業が終わったら、次の教科の準備をしてから休み時間に入る。
- ◇黒板が汚かったり、ゴミ等が落ちていた場合は係や気づいた人で行い、いつもきれいな環境で授業に臨む。
- ◇授業の態度については授業担当の先生に、教室の日誌への記入をしてもらう。

「評価(A・B・C)とコメント] ※評価の欄にCがつくと、放課後に授業のやり直しを行う場合がある。

- ◇黒板や机等には落書きをしない。
- ◇<u>原則的に授業は制服で受ける。</u> (特別な事情があり、先生の許可がある場合にのみ、制服ではなくジャージ や体操服等で受けることを許可する)

《 テストに関して 》

- ◇服装を整え、筆記用具のみを机上においてテストに臨む。
- ◇体調管理を含め、緊張感を持って試験に臨むこと。病気でやむを得ず欠席する場合は、再受験を認める場合があるが、参考点となる。
 - ※カンニング等の不正行為が発覚した場合は、その教科はO点となり、そのテスト自体の成績(順位など)は出ない(保護者へ連絡)。また、見た人、故意に見せた人ともにO点になるので十分注意すること。



給食

- ◇当番は速やかに給食着・マスクを着用し、給食の準備に取り掛かる。
- ◇必ず全員がそろってから合掌をする。
- ◇食事のマナーを守る。
- ◇給食は時間内に食べる。(給食中に食べきることができなかったパンは、衛生面を考慮し、持ち帰らず、担任が回収する。
- ◇給食の準備、給食中に指示がない限り、教室の外へ出ない。
- ◇当番以外の生徒は、トイレ・手洗い等をすませて、席に座って待っておく。
- ◇チャイムがなるまで教室の外に出ない。(歯磨きもチャイムが鳴った後に)
- ◇食器はきれいに返却する。
- ◇歯磨きをしながら移動しない。歯磨きを終えてから昼休みに入ること。

昼休み

- ◇原則として天気のいい日は外で元気に遊ぶ。雨の日は室内で静かに過ごす。
 - (外の遊具は職員室で貸し出します。予鈴が鳴ったら速やかに返却すること。)
- ※昼休み以外(授業間の休み時間)に、遊具では遊ばない。ルールが守れないようであれば、遊具の貸し出しを停止する。)
- ◇床に直接座らない。廊下を走らない。特別な事情がある以外に他学年のフロアに行かない。また、玄関前や 階段等で屯しない。
- ◇ベランダには出ない。また、一階の教室を使う学年は、上履きで中庭に出ない。
- ◇体育館は使用禁止。部活動の昼の練習も不可とする。
- ◇校舎敷地以外に出ない。(学用品等を取りに帰るのも原則禁止です)
- ◇図書室は、本を読む場所なので、暴れたり、騒いだりしないようにする。

掃除(15分)

- ◇授業終了後、机の上にイスを上げ、教室の前もしくは後ろに寄せてから速やかに無言で掃除に取り組む。素早く掃除場所へ移動し、掃除にとりかかる。
- ◇掃除時間内全力で活動する。終わったら教室を手伝う。
 - ※掃除ができていない場合は放課後やり直しを行う。

帰りの会(10分)

- ◇帰りの会の開始時間までに席に着いておく。
- ◇帰りの放送を無言で静かに聞く。係活動をしていても速やかに活動をやめて放送を聞く。
- ◇帰りの会中に部活動の練習着には着替えない。終わって着替えても、急げば大丈夫。
- ◇帰りの会終了後速やかに下校、部活動。用がないのにいつまでも教室に残らない。

部活動

- ◇部活動の練習時間を守り、完全下校時間には「必ず」下校をする。時間までに玄関(体育館)を出、その後 も速やかに下校をすること。
 - ※部活動内で、下校時間を守れていなかったり、買い食いをしたり、いじめ等が発覚したりした場合には、 部活動を停止することもある。みんなでルールを守り、一生懸命活動に取り組む。
 - ※毎月第3日曜日は県下一斉部活動休養日、毎週水曜日は部活動停止日。
- ◇原則として体調が悪く、保健室で休養した者は、その日の部活動は取り組ませない。顧問の先生に伝え、 下校か見学をする。

登下校

- ◇交通マナーを守り、事故のないようにする。
- ◇登下校の際、まだ小さい小学生も通学・下校しており、低学年の児童は身体も小さく、注意力も低いため、 くれぐれも配慮すること。
- ◇登校・下校の際は必ず定められた通学路を通る。
- ◇登校・下校の際、飲食したり、飲食のため店に立ち寄ったりしてはならない。
- ◇自転車・バス・電車通学は必要と認められる場合だけ許可される。
- ◇西唐津中校区内は、大島以外は徒歩通学です。
- ◇大島や校区外の生徒は、自転車通学をする場合には許可が必要。自転車は事前に点検を行う。また、点検終 了後、自転車通学許可証とステッカーを配布する。ステッカーは見える位置に貼っておくこと。

<許可までの流れ>

- ① 許可証を提出
- ② 許可が得られたら、後日自転車を押して(※ヘルメットも持ってくる)学校まで登校し、自転車の点検を受ける。
- ③ 自転車の点検をクリアしたら、配布されたステッカーを見える位置に貼る。
- ④ 点検をクリアした日の翌日から、自転車登校可。(ヘルメットは必ずかぶる。)

集会

- ◇式典行事や集会は厳粛に行う。きちんとした服装、態度で臨むこと。(タオルの持ち込みや、カーディガン、 ひざ掛け等は禁止)
- ◇服装等の手直しが必要な生徒は、正してから参加する。
 - ◇各クラス、教室前の廊下から並んで列を乱さず入場する。学級委員を先頭に「無言で」入場する。
 - → 話をしながら入場した場合にはやり直しをする。
 - → 3年・2年・1年の順で入場。全学年男女1列で入場した順に整列する。
- ◇上履きは体育館入口で脱ぐ。(フロアに入ってから脱ぐのは禁止)
- ◇先に体育館に入ったクラスは、無言で待つ。
- ◇始めと終わりに立腰を行い、姿勢を正す(正座をする)。
- ◇前の人が一歩下がったら、合わせてお辞儀をする。
- ◇前に出て話をする生徒は、紙を見ずに話す。

保健室

- ◇体調が悪くなった時は授業担当の先生に保健室来室カードを書いてもらってから行く。
- ◇保健室で休めるのは1時間です。(連絡カードを使用する)2度目の来室の場合は家庭連絡をし、帰宅して 自宅で休むようにする。
- ◇保健室で休んだ人は、その日の部活動や課外活動(社会体育など)も休む。
 - →学校生活(授業)が部活動や課外活動よりも最優先。

服装について

1 服装について

(1) 冬服

- 黒学生服。標準マーク入り学生服のみ許可。手を加えない。
- 学校指定のセーラー服。手を加えない。ネクタイは本校指定のもの。
- 中着は派手でない服を学生服やセーラー服からはみ出ないように着用する。(パーカー、タートルネック、ハイネック等は禁止)

(2) 夏服

- 白の半そでカッター、開襟、オープンのシャツ。
- 学校指定のセーラー服。ネクタイは本校指定のもの。
- ・ 汗をとるようにシャツ(下着)を着ること。色は白、黒、紺、灰、ベージュで無地(全体同じ色) のものとする。

(3) ズボン

- ストレートで標準マーク入りのこと。手を加えない。
- すそは床につかない長さとする。
- ・ ベルトを着用し、腰の位置で締める。ベルトの色は黒、紺、茶とする。デザイン性が強いものは認めない。

(4) スカート

冬服のセーラー服と同じ生地で、くるまひだ。丈はヒザがかくれる長さ。

(5) 靴下

• 白、黒、紺、灰色のソックス(ツーポイント可)。ポイントの位置はサイドに付いているものに限る。また、サイズは500円玉で隠れるものとする。長さの規定はないが、膝までかかるような長いものやルーズソックスやは認めない。

(6) 通学靴

• 全体が白ー色の運動靴。

(7) 上履き

学校規定のもの。(色は学年によって異なる。)

(8) カバン類

• 本校規定のスリーウェイバッグ。部活動等の道具は他のバッグを使用してもよい。

(9) 名札

規定のものを、左胸に縫い付ける。

(10) 冬季の特別服装(防寒着)

- 手袋、マフラー(ネックウォーマー等)は冬季屋外のみ着用可。高価でなく、派手でないもの。
- コート、ウィンドブレーカーは屋外、特別教室のみ着用可。高価でなく、派手でないもの。
- カーディガン(白・黒・紺・グレー・ベージュ)は屋内外着用可。タイツ着用可(黒・ベージュ)。

2 頭髪について

- その他、特異な髪形(染色や極端に濃淡がわかる髪形など)をしない。
- 前髪は眉程度の長さ。それよりも長い場合は黒のヘアピンでとめる。
- 後ろ髪は肩までの長さ。それよりも長い場合は黒系のゴムで結ぶ。
- 眉毛には手を加えない。アイプチ、アイテープをしない。整えたり、加工したりした場合は、経過観察する。
- 清潔感のある範囲で整髪料の使用を許可するが、過度につけない。(髪を立てたりしない。)

3 その他

- 学校を欠席する場合や遅刻の連絡は、保護者が7時50分までに担任(学校)に電話連絡をする。 西唐津中学校 電話番号 74-8651
- ピアス、ミサンガ、ネックレス等の装飾品は着用しない。見つけた場合は預かる。
- 学習に不必要なものは学校に持ってこない。見つけた場合には預かる。
- 始業時刻以後、その日の授業が終わるまで学校敷地外へ出ない。